

日医発第716号(健Ⅱ)

令和6年7月17日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

松本吉郎

(公印省略)

令和6年度食生活改善普及運動の実施について

令和6年度から健康日本21(第三次)が開始され、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現を目指し、個人の行動と健康状態の改善及び社会環境の質の向上を図ることが示されました。

今般、別添のとおり、自治体のみならず、企業や民間団体等の多様な主体と連携し、食生活改善の取組をより一層強化することをねらいとして、令和6年9月1日(日)から9月30日(月)までの1か月間、本年度も引き続き「食事をおいしく、バランスよく」をテーマとした標記運動を全国一斉に展開することについて、厚生労働省より本会に対して協力依頼がありました。

食生活改善普及運動は、都道府県、市町村等が中心となって実施するものでありますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、本運動の実施にあたりご協力いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会等に対しましても、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

健生発 0710 第 6 号
令和 6 年 7 月 10 日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省
健康・生活衛生局長
(公印省略)

令和 6 年度食生活改善普及運動の実施について

厚生労働省では、令和 6 年度から健康日本 21（第三次）を開始し、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現を目指し、個人の行動と健康状態の改善及び社会環境の質の向上を図ることとしています。

とりわけ栄養・食生活の改善は、生活習慣病（NCDs）の予防のほか、生活機能の維持・向上の観点からも重要であることから、適切な栄養・食生活やそのための食事を支える食環境の改善に資する取組を進めることとしています。

こうした健康づくりの動向を踏まえ、多様な主体と連携し、食生活改善の取組をより一層強化することをねらいとして、別添の実施要綱に基づき、「食事をおいしく、バランスよく」をテーマに本運動を全国一斉に展開することといたしました。

貴団体におかれましても、それぞれの地域の特性を勘案の上、取組を積極的に実施いただくことで、効果的な運動の推進が図られるよう、特段の御配慮をお願いします。

令和6年度食生活改善普及運動実施要綱

1 名称

令和6年度食生活改善普及運動

2 趣旨

健康日本21（第三次）は、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現を目指し、個人の行動と健康状態の改善及び社会環境の質の向上を図ることとしている。

とりわけ栄養・食生活の改善は、生活習慣病（NCDs）の予防のほか、生活機能の維持・向上の観点からも重要であり、適切な量と質の食事を摂取する観点で、「バランスの良い食事を摂っている者の増加」、「野菜摂取量の増加」、「果物摂取量の改善」、「食塩摂取量の減少」等を、栄養・食生活領域の目標として掲げ、適切な栄養・食生活やそのための食事を支える食環境の改善に資する取組を進めることとしている。

こうしたことから、自治体のみならず、企業や民間団体等の多様な主体と連携し、食生活改善の取組をより一層強化するため、令和6年9月1日（日）から30日（月）までの1か月間、「食事をおいしく、バランスよく」をテーマとして、全国的に本運動を展開する。

なお、取組を実施するに当たっては、地域診断結果に基づき、取組の対象者・手法等を検討し、効率的かつ効果的なアプローチが行われるよう工夫すること。

3 実施機関等

厚生労働省、食生活改善普及運動の趣旨に賛同する都道府県、市町村、特別区、関係団体等

4 実施期間

令和6年9月1日（日）～30日（月）

5 重点活動の目標

健康日本21（第三次）における栄養・食生活領域の目標に定められている、「バランスの良い食事を摂っている者の増加」、「野菜摂取量の増加」、「果物摂取量の改善」、「食塩摂取量の減少」に焦点を当てた運動を重点的に展開する。

6 実施方法

(1) 厚生労働省

厚生労働省は、スマート・ライフ・プロジェクト[※]のスローガンである「健康寿命をのばそう」の下、幅広い企業・団体等が主体となり、関係機関・団体等との連携を促すため、本運動に関する周知を幅広く行う。また、リーフレットやPOP等の普及啓発用素材（「バランスのよい食事」、「毎日プラス1皿の野菜」、「毎日のくらしに果物を」、「おいしく減塩」及び「毎日のくらし with ミルク」等）を作成、配布すること等で運動を推進する。なお、普及啓発用素材は、スマート・ライフ・プロジェクトのウェブサイトに掲載し、自由にダウンロードして活用いただけるようにする。

※ スマート・ライフ・プロジェクトについては、専用ホームページを開設しているので参照されたい。（<http://www.smartlife.go.jp/>）

(2) 都道府県、市町村及び特別区

本運動の趣旨に賛同する都道府県、市町村及び特別区は、関係部局や関係団体、小売店及び飲食店、管理栄養士・栄養士養成施設、調理師養成施設等との連携を密にする等、地域住民や学生を巻き込んだ効果的な運動を展開し、上記の普及啓発用素材等を用いた取組状況を把握する。また、同時期に実施する健康増進普及月間と連携を図り、総合的な推進を図る。